

## 公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成28年10月27日

世田谷区

### 1. 業務の概要

(1) 件名 小田急線上部利用周辺公共サイン整備計画策定及び実施設計業務委託

(2) 目的

小田急線(代々木上原駅～梅ヶ丘駅間)連続立体交差事業及び複々線化事業による鉄道地下化に伴い生じる線路跡地の利用について、世田谷区小田急線(代々木上原駅～梅ヶ丘駅間)上部利用計画(以下、「上部利用」という)を策定し、本計画に基づき、順次、公共施設の整備を進めている。

本業務は、上部利用周辺の現況把握等を行い、公共サインに関する諸課題を整理し、公共施設の開設等に伴う誘導等のための整備計画等を策定するとともに、新規サイン設置のための実施設計を行う。

(3) 対象範囲

対象範囲は、上部利用区域の周辺とする。

【別紙1】「範囲図」参照 (上部利用区域より約400m程度)

(4) 業務委託内容

#### <平成28年度委託概要>

小田急線上部利用周辺公共サイン計画方針策定及び整備計画策定

ア) 現地調査及び現況把握による課題の抽出

- ・既存サイン約20基程度の現況把握と課題整理
- ・コンセプト検討(方針や考え方)

イ) 配置計画検討(概要)

- ・新規サインの設置検討 約20基程度

ウ) 会議への出席、資料作成及び会議録作成 約2回程度

エ) 小田急線上部利用周辺公共サインの基本デザイン検討

- ・誘導サイン、案内サイン、位置サイン、規制サイン、説明サイン等 各2案

なお、基本デザインの著作権は世田谷区に帰属し、本業務完了後に区が対象範囲内においてサインを設置・改修する際のデザインの使用を妨げないこととする。

#### <平成29年度委託概要>

実施設計等

ア) 道路現況図に配置計画として詳細な位置の確定

イ) 表示内容の検討

- ・表示内容(文字・地図等)を検討し、表示内容について各課と調整しながら確定
- ・道路・交通管理者等との協議への出席、資料作成及び会議録作成 約3回程度

ウ) 原図作成及び仕様精査

表示内容を踏まえたデザイン調整を行い、確定した表示内容を図に反映し、色やフォントを

サイン毎に指定

エ) 次年度整備費概算算定

オ) 実施設計図書の作成

- ・ 実施設計図の作成
- ・ 内訳書の作成
- ・ 各種計算書の作成
- ・ 工事工程表の作成
- ・ 道路占用許可関係図面の作成

#### < 業務委託内容に関する配慮事項 >

- ・ 北沢デザインガイドに沿った検討をすること。  
世田谷区ホームページ(以下)よりダウンロード  
[トップページ](#) > [くらしのガイド](#) > [住まい・街づくり・交通](#) >  
[都市デザイン](#) > 「北沢デザインガイド」
- ・ 事業者等のサインの内容を踏まえた検討をすること。
- ・ 各サインの位置及び表記内容を踏まえ、統一性のある誘導・案内を行うこと。
- ・ サイン本体及び表示部の形状・寸法・材質・色彩等は、見つけやすさ・読みやすさを重視し、かつ対象範囲の地域特性を踏まえ景観との調和に配慮すること。
- ・ 表示の書体・寸法・色彩・コントラスト等は、読みやすく、理解しやすい表現であること。
- ・ サイン本体及び表示部ともに、堅固かつメンテナンスが容易な仕様とすること。
- ・ ユニバーサルデザインの視点に立ち、高齢者・障害者、外国人等、多様な利用者に配慮すること。
- ・ 先進事例を参考にし、地域の特性を踏まえた効果的な手法を検討すること。
- ・ 道路占用許可基準その他の法令を遵守すること。
- ・ 実施設計図書を作成する上で、東京都土木工事標準仕様書及び世田谷区土木工事標準仕様書に則ること。

#### (5) 履行期限

契約の日から平成29年9月29日(金)まで(2ヵ年)

(平成28年度の履行期限は、平成29年3月24日(金)まで。)

#### 2. 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当しないこと。また、同上第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 企画提案書等書類の提出期限から審査結果の通知日までの期間に、世田谷区の建設工事及び委託業務の契約事務に関する規定に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び東京都の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

- (6) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (7) 東京都土木工事標準仕様書に記載している、主任技術者を配置すること。
- (8) 東京都内において、本件の対象範囲と同規模以上の範囲を対象とした公共サインの整備計画策定業務及び実施設計業務を官公庁から受託した実績を、それぞれにつき1件以上有すること。

確認のため、参加表明書を提出する際に、官公庁との契約書の写しを添付すること。

### 3. 企画提案書の提出者を選定する基準

参加表明では企画提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を通知する。

### 4. 評価項目

- 1) 企業実績(業務実績)
- 2) 予定技術者実績(技術者資格、実務実績、地域精通度)
- 3) 参考見積(見積りの内容の妥当性)(数値化しない)
- 3) 業務実施体制(実施体制の妥当性)
- 4) 特定テーマに対する提案  
(現状認識と課題整理の方法が的確か、説得力、実現性、創意工夫)
- 5) 資料作成能力(わかりやすさ、見やすさ)

### 5. 手続等

#### (1) 担当部署

北沢総合支所街づくり課街づくり担当 本件担当 柿澤、青木、西田、菅野  
〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18(北沢タウンホール6階)  
電話:03-5478-8012 / FAX:03-5478-8019  
E-mail: [SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

窓口受付時間(土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

(ア) 配付期間 平成28年10月27日(木)から平成28年11月4日(金)  
土・日曜を除く午前8時30分から午後5時(正午から午後1時を除く)

(イ) 配付場所・方法 北沢総合支所街づくり課  
世田谷区ホームページ(以下)よりダウンロード

[トップページ](#) > [くらしのガイド](#) > [住まい・街づくり・交通](#) > [街づくり](#) > [各総合支所の街づくり](#) > [北沢総合支所管内の街づくり](#) > [小田急線上部利用周辺公共サイン整備計画策定及び実施設計業務委託の公募型プロポーザル方式に関わる開始のお知らせ](#)

#### (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

(ア) 提出期限 平成28年10月27日(木)から平成28年11月4日(金)  
午後5時まで(必着)

(イ) 提出書類 参加表明書【様式1】、企業実績【様式2】(同種業務)、参加資格条件

が確認できる証明書の写し

- (ウ) 提出先・方法 北沢総合支所街づくり課に持参、又は同課宛に郵送  
(電子メール及びファクシミリ可)  
メールアドレス 【[SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp)】  
Fax 03 - 5478 - 8019

(4) 企画提案書等の提出期限、提出場所及び方法

- (ア) 期 限：平成28年11月8日(火)から平成28年11月28日(月)  
午後5時まで(必着)  
(イ) 場 所：北沢総合支所街づくり課  
(ウ) 方 法：持参のみ

6. その他

- (1) この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を通知し、協議を申し出ること。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金：免除
- (4) 契約書作成の要否：要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：有り  
予定件名：(平成29年度)小田急線上部利用周辺公共サイン整備計画策定及び実施設計業務委託
- (6) 契約等について
- ・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
  - ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- (7) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について  
参加表明書及び提案書の作成、提出及びヒアリング等に関わる費用は、参加者の負担とする。
- (8) 記載内容の変更について  
参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了解を得なければならない。
- (9) 提案者の失格について  
参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。
- (10) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について
- ・提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
  - ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

# 範囲図

別紙 1



※敷地の境界、都市計画などの内容を証明するものではありません。

【地図の著作権】住宅地図：(c)Shobunsha Publications Inc.、その他の地図：(c)City Of Setagaya



上部利用区域



上部利用周辺区域

上部利用区域より400m程度